

平成29年5月9日

九都県市共通のマークの導入による 障害者支援の促進について

千葉市長 熊谷 俊人

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供が求められている。

しかしながら、企業等から「障害の特性の理解が難しい」との意見があるなど、合理的配慮に基づく支援を行う上での課題となっている。また、障害者においても、「障害への理解が足りない」「支援を求めづらい」と感じているなど、支援を行う側と受ける側のコミュニケーションが難しいことが、障害者支援を困難にする要因となっている。

今後、障害者への理解と支援を広げていくためには、合理的配慮に関するコミュニケーションが容易にできる環境を創出することが重要であり、配慮すべき事項を具体的かつ簡潔に明示することで、その障害者が必要とする支援を即座に提供できるとともに、具体的な支援を通じて、障害者への理解を深めることができると考えられる。

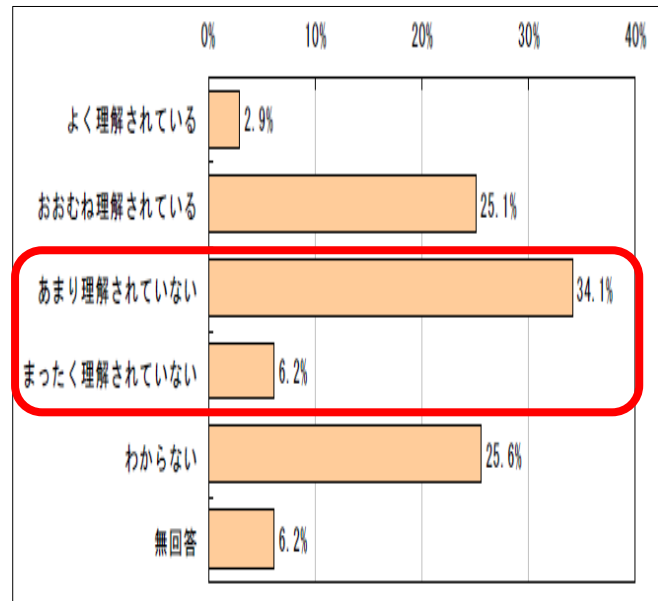
そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者への支援についてコミュニケーションしやすいツールとなる九都県市共通の「マーク」を導入し、障害者への支援を容易にするとともに、障害者への理解を促進することを目指して、九都県市が共同して取り組むことを提案する。

(取組例)

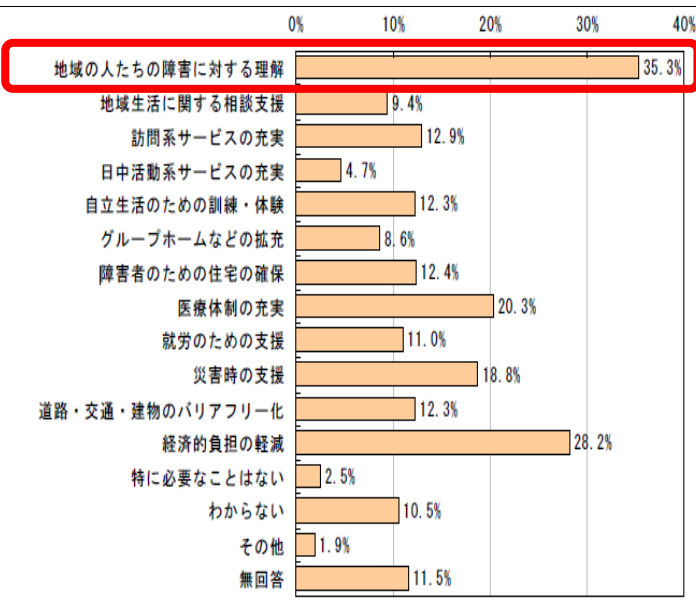
- ・九都県市の取組状況等の調査及び情報共有
- ・障害者が必要とする支援内容を表す九都県市共通の「マーク」の検討
- ・「マーク」の効果的な利用方法・周知方法の検討

1 障害者理解の現状

(1) 障害のある人に対する市民の理解度



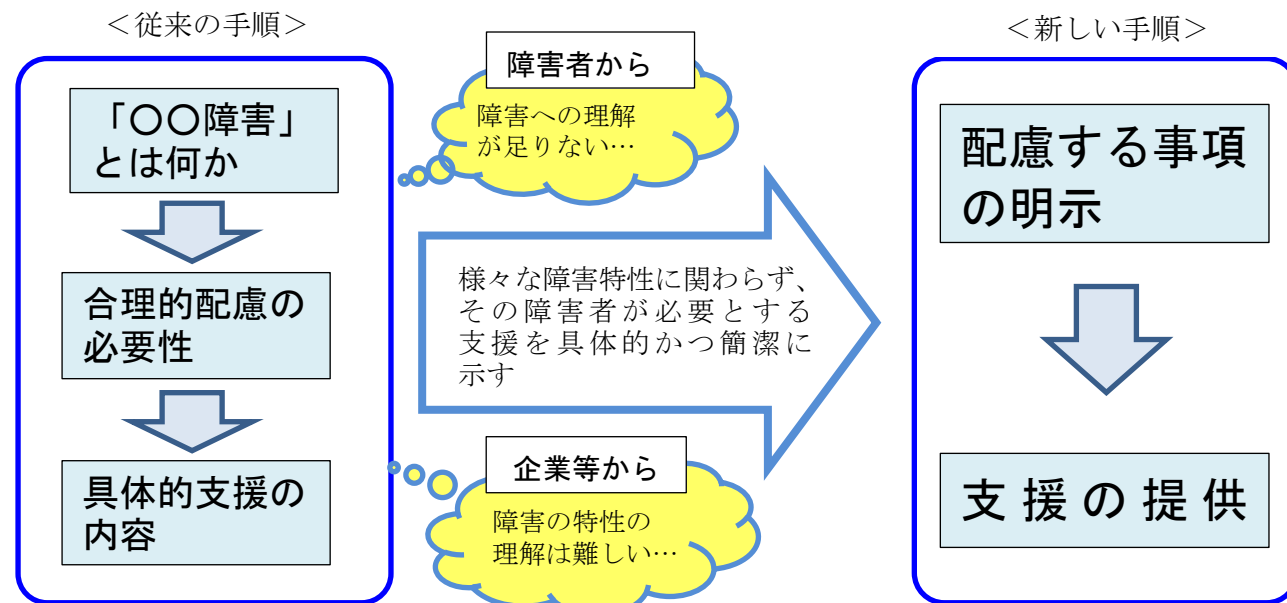
(2) 地域で生活するために必要なこと



平成25年度 障害者生活実態・意向調査（千葉市）
*在宅の18歳以上の障害者

「障害者への理解」は最も大きな課題

2 障害者への理解と支援の課題



合理的配慮に関するコミュニケーションが容易に出来る環境を創出することが重要（支援を通じてこそ理解が深まる）

3 提案

障害者が必要とする支援内容をマーク化

合理的配慮の「見える化」

障害者へのアプローチとして、「何を支援すればいいのか」を明確に伝える「マーク」を示すことで、障害者理解の「壁」を低減する。

<活用例①>

街中でのマークの周知

⇒**外出先での配慮の「見える化」**

<活用例②>

ネームプレートなどへのマークの貼付

⇒**職場等での配慮の「見える化」**



障害者が必要とする支援について九都県市共通の「マーク」を導入し、障害者への支援を容易にするとともに、障害者への理解を促進する。

<参考>

英国での取組事例

- ・全国的な障害者団体がマークを掲載したカードを作成
- ・会員と企業に配付し、円滑な合理的配慮の提供を実践

【効果】

- ・具体的な支援行動にたどり着く時間が短縮
- ・支援にあたって「〇〇障害のある人」として捉える必要がなくなることから、健常者との隔たりが軽減



マーク									
意味	並ぶこと・立つことが困難	車いすで使用できる設備が必要	距離に支障（移動に制限のある方）	緊急にお手洗いが可能な可能性（目に見えない障害のある方）	介助犬が必要	手助けが必要	視覚情報困難	聴覚情報困難	他のニーズがある可能性
とるべき対応	列に並ばせない、座らせる。人ごみから離れた場所を待たせる。	車いす対応設備の使用説明。避難行為の把握。	近道への誘導。必要な距離の説明。	到着時にお手洗いの場所を案内。要望があれば、お手洗いに近い席を検討。	介助犬の入場許可。水皿の用意。介助犬が排泄できる場所の案内。	手助けの提供。自分の介助者の同伴許可。無料の追加チケットを1枚配布。	口頭での情報提供。道やその他の情報を詳細に解説。他の支援についての把握。	視覚的情報の用意。コミュニケーションのため、読唇や筆談の準備。	他にできる支援があるか。ニーズについて把握しておくべきことがあるか確認。

4 共同研究

- (1) 九都県市の取組状況等の調査及び情報共有
- (2) 障害者が必要とする支援内容を表す九都県市共通の「マーク」の検討
- (3) 「マーク」の効果的な利用方法・周知方法の検討